

黒石市立図書館条例施行規則をここに公布する。

令和4年6月24日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第9号

黒石市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市立図書館条例（令和4年黒石市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員)

第3条 黒石市立図書館（以下「図書館」という。）に館長、次長、司書その他の職員を置く。

2 館長は、非常勤とする。

3 館長は、図書館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、館長の命を受け、図書館の業務を整理するとともに、所属職員を指揮監督する。

5 司書その他の職員は、上司の命を受け、条例第3条第1項各号に掲げる業務その他図書館の管理運営に必要な業務に従事する。

(図書館奉仕)

第4条 条例第3条第2項の教育委員会規則で定める図書館奉仕のために実施する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 郷土資料及び地方行政資料の収集に特に留意して、図書館資料を収集し、市民の利用に供すること。

(2) 図書館資料の目録を整備し、及び効果的な排架に努めること。

(3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずること。

(4) 県内の公立図書館、国立国会図書館その他の図書館と協力し、相互による図書館資料の貸借を行うこと（第15条第2項第2号において「相互貸借」という。）。

(5) 読書団体及び学校、公民館その他の教育機関（以下「教育機関」という。）に

対する配本及び貸出しを奨励すること。

(6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその提供を奨励すること。

(7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

(8) 社会教育活動、文化活動その他の生涯学習活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

(9) 教育機関と緊密に連絡し、及び協力すること。

(10) 読書団体及び読書に関するボランティア活動を行う者の育成及び支援を行うこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、図書館資料の利用に関し必要な事項

(図書館資料の閲覧)

第5条 図書館を利用する者は、図書館の所定の場所において図書館資料を閲覧することができる。

2 図書館資料の閲覧を終えた者は、速やかに所定の書架又は返却場所に返却しなければならない。

3 特別に保管する図書館資料（整理中、修理中その他の理由により閲覧に適さないものを除く。）は、職員に申し出て閲覧することができる。

(貸出しの利用資格)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 青森県内図書館共通利用券を持参した者

(3) 市内の教育機関、事業所、読書団体、公共的団体その他館長が適当と認める団体

(貸出しの手続等)

第7条 図書館資料の貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとする者が個人の場合は、身分を証明する書類（前条第2号に掲げる者にあつては、青森県内図書館共通利用券）を提示の上、黒石市立図書館利用者カード交付申請書（様式第1号。第4項において「申請書」という。）を館長に提出し、黒石市立図書館利用者カー

ド（様式第2号。以下この条において「利用者カード」という。）の交付を受けるものとする。

2 利用者カードの交付を受けた者は、当該利用者カードを職員に提示の上、貸出しを受けるものとする。

3 利用者カードの有効期間は、交付を受けた日から3年間とする。

4 有効期間の過ぎた利用者カードを再度使用する場合、利用者カードを紛失し、損傷し、その他の理由により使用できなくなった場合又は申請書の記載事項に変更が生じた場合の手続は、第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「黒石市立図書館利用者カード交付申請書」とあるのは「黒石市立図書館利用者カード更新・再発行申請書」と、「の交付を受ける」とあるのは「を更新し、又は再発行することができる」と、様式第1号中「黒石市立図書館利用者カード交付申請書」とあるのは「黒石市立図書館利用者カード更新・再発行申請書」と、「第7条第1項」とあるのは「第7条第1項の規定を準用する同条第4項前段」と、「交付を」とあるのは「更新・再発行を」と読み替えるものとする。

5 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第8条 貸出しを受けようとする者が団体の場合は、黒石市立図書館団体貸出申込書（様式第3号）を館長に提出の上、貸出しを受けるものとする。

（貸出点数、貸出期間等）

第9条 貸出しを受けることができる図書館資料の点数及び貸出期間並びに貸出しを受けた図書館資料の返却方法は、次の表に定めるところによる。

区分	点数	貸出期間	返却方法
個人	5点以内	貸出日から14日以内	サービスカウンターに返却すること。ただし、図書館が閉館しているときは、図書返却ポストに返却することができる。
団体	300点以内	貸出日から6か月以内	館長が指定する方法

備考

1 個人への貸出期間は、特別な理由により申出があった場合は、その期間を14日間延長することができる。

2 貸出期間の期限が休館日に当たる場合の期限は、その翌日とする。

(転貸の禁止)

第10条 貸出しを受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

(貸出しの制限)

第11条 次に掲げる図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 一定期間を経過しない逐次刊行物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に指定したもの

(督促)

第12条 館長は、貸出しを受けた者が貸出期間を経過しても図書館資料を返却しない場合は、電話又は書面により督促を行うものとする。

(貸出しの停止)

第13条 館長は、前条の規定による督促を受けた者が、なお図書館資料を返却しない場合は、当該者に対する貸出しを一定の期間停止することができる。

(相談への対応)

第14条 第4条第3号に掲げる相談への対応（以下この条において「レファレンス」という。）は、図書館資料を提供することを原則とする。

- 2 前項に規定する図書館資料に適合するものがない場合には、適当な他の専門機関又は専門家の紹介に努めるものとする。
- 3 他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に悪影響を及ぼすと認められるものその他これらに類するものとして館長が指定するものに関するレファレンスは、行わないものとする。
- 4 レファレンスの受付及び回答は、口頭、電話又は書面により行うものとする。
- 5 前項の場合において、相談者が資料の郵送による回答を希望したときは、当該相談者がその費用を負担しなければならない。

(図書館資料の複写利用)

第15条 図書館資料の複写利用（以下この条において「複写利用」という。）をし

ようとする者は、黒石市立図書館資料複写利用申込書（様式第4号）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 複写利用は、その一部分を1人1件1枚限りとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しないものとする。

(1) 図書館の複写の能力を超える場合

(2) 相互貸借による借受けの条件として複写が禁止されている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合

3 複写利用に要する費用は、その利用者が負担するものとし、当該費用の額は、複写機により用紙に白黒で複写したもの（日本産業規格A列3番まで）1枚につき10円とする。

（図書館資料の寄贈）

第16条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、黒石市立図書館資料寄贈申込書（様式第5号）を館長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 寄贈を受けた図書館資料には、原則として寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表示するものとする。ただし、当該寄贈者がその表示を希望しない場合は、この限りでない。

（市民活動室の利用）

第17条 市民活動室を占有して利用することができる者は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 読書活動、社会教育活動、文化活動その他の生涯学習活動を行う者

(2) 図書館奉仕に関するボランティア活動を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館奉仕の目的に沿う活動を行う者であると認めた者

2 市民活動室を占有して利用しようとする者は、利用しようとする日の2月前から5日前までに黒石市立図書館市民活動室利用申請書（様式第6号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 館長は、市民活動室の利用を許可したときは、黒石市立図書館市民活動室利用許可書（様式第7号。次項において「許可書」という。）を交付する。

4 前項の許可書の交付を受けた者は、利用の際に当該許可書を職員に提示するものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の規定による図書館の管理及び運営に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。